

【資料 1 - 1】

令和 3 年 3 月 22 日
健康部生活衛生課

令和 3 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 計画の目的

区民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 24 条の規定に基づき、区が実施する監視指導を定めた令和 3 年度練馬区食品衛生監視指導計画を策定する。

2 監視指導計画の実施期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 令和 3 年度練馬区食品衛生監視指導計画

別添のとおり

4 計画の概要

(1) 食中毒対策

近年の食中毒は、ノロウイルスやカンピロバクター、アニサキスを原因物質とするものが多いことから、食品等事業者に対し、各原因物質の特性を踏まえた食中毒予防対策の周知と監視指導を実施する。また、区民に対しても、食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発に努める。

(2) HACCPに沿った衛生管理への取組支援

食品衛生法の改正により、原則としてすべての食品等事業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務化された。このため、施設の監視や講習会等を通じて、食品等事業者が衛生管理計画を円滑に作成し実施できるよう指導、助言を行う。

(3) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設への対応

食品衛生法の改正により、令和 3 年 6 月から営業許可の業種区分が実態に応じて見直されるとともに、営業届出制度が創設される。そこで、業種区分が変更となったり、新たに届出対象となる食品等事業者に対し、新制度に基づく許可・届出について周知する。

(4) 新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた食品衛生への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一般飲食店において新たにテイクアウトや宅配等を行う事例が増加していることから、これらを行う飲食店に対し、衛生管理等について指導を行う。